

濟生会京都府病院看護師等奨学金貸与規程

平成26年11月

済生会京都府病院看護師等奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会京都府病院（以下「本院」という。）の看護師、助産師及び保健師（以下「看護師等」という。）の確保及び資質の向上に資するため、将来本院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 奨学金は、看護師等を養成する大学、短期大学又は専門学校（以下「学校」という。）に在学している者（入学手続き中の者を含む。）で、本院における看護師等の業務（以下「本院の看護等業務」という。）に従事しようとする意思を有するものに対し、無利息で貸与する。

(貸与額)

第3条 奨学金は、入学年度は年額100万円、第2学年以上の年度は年額50万円を基本とし、希望により、50万円から250万円までの範囲内において、50万円単位で貸与する。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、学校の学則等に定める正規の在学期間とする。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2名を立てて、奨学金貸与申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて病院長に提出するものとする。

- (1) 学校の発行する成績証明書（第1学年の者は、在学証明書及び高等学校の成績証明書）
- (2) 誓約書（別記第2-1号様式）

2 第7条第2項の規定により入学前に奨学金の貸与を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、学校の合格通知書の写し及び学校に入学する旨の誓約書（別記第2-2号様式）を提出するものとする。

3 第1項の連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者とする。

(貸与の決定)

第6条 病院長は、前条の申請書の提出を受けたときは、書類審査及び面接により、奨学金を貸与する者を決定する。

2 病院長は、前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、その旨を奨学金貸与決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(貸与の方法)

第7条 奨学金は、それぞれの年度の貸与額について、6月、9月、12月、3月の4期に分割して貸与する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、希望する者には、入学前に、入学年度の貸与額の全額又は一部を貸与することができる。

3 奨学金は、奨学金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が指定する金融機関の口座に振り込む。

(貸与の決定の取消等)

第8条 病院長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。

- (2) 停学の処分を受けたとき。
 - (3) 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。
 - (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
 - (8) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 病院長は、奨学生が休学したときは、復学するまで奨学金の貸与を停止するものとする。
 - 3 病院長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生が死亡した場合にあっては、連帯保証人）に通知する。
 - 4 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（別記第4号様式）を病院長に提出するものとする。

（借用証書の提出）

- 第9条 奨学生は、学校を卒業したとき、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき、又は奨学金の貸与を辞退したときは、直ちに、奨学金借用証書（別記第5号様式）を病院長に提出するものとする。
- 2 連帯保証人は、奨学生が学校に在学中に死亡したときは、直ちに、奨学金借用証書を病院長に提出するものとする。

（返還）

- 第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、病院長が指定する日までに、貸与を受けた奨学金の全額(第4号に該当する場合にあっては、その額から第12条第1項の規定により返還を免除された額を減じた額)を一括払で返還しなければならない。ただし、病院長がやむを得ない理由があると認めるときは、病院長が定める期間内に、月賦又は半年賦の均等払で返還することができる。
- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
 - (2) 学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。
 - (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに本院の看護等業務に従事しなかったとき。
 - (4) 本院の看護等業務に貸与を受けた奨学金の全額を50万で除して得た年数以上従事しなかったとき。
 - (5) 業務外の事由により死亡したとき。
- 2 奨学金の返還をしなければならない者（以下「返還義務者」という。）は、前項各号に該当する事由が生じた日から15日以内に、奨学金返還計画書（別記第6号様式）を病院長に提出しなければならない。
 - 3 病院長は、第1項ただし書の規定により、月賦又は半年賦の均等払で返還することを認めたときは、その旨を文書により当該返還義務者に通知する。

（返還の猶予）

- 第11条 病院長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その事由又は状況が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 第12条に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
 - (2) 看護師の養成学校を卒業後、将来本院において助産師又は保健師の業務に従事する意思をもって、更に助産師又は保健師の養成学校に在学するとき。
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難な状況にあると認められるとき。
- 2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（別記第7号様式）に申請事由を証する書類を添えて病院長に提出するものとする。

3 病院長は、奨学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を文書により前項の申請者に通知する。

(返還の免除)

第12条 病院長は、奨学生が学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに本院に看護師等として採用され、引き続き本院の看護等業務に従事した場合には、貸与した奨学金のうち、本院の看護等業務に従事した期間1年につき50万円の返還を免除する。

2 病院長は、奨学生が本院の看護等業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため本院の看護等業務を継続することができなくなった場合には、返還未了の奨学金の返還を免除する。

3 病院長は、次に掲げる場合は、貸与した奨学金の全額又は一部の返還を免除することができる。

(1) 奨学生が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合

(2) 前号に定めるもののほか、病院長が特別の事由があると認める場合

4 前3項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(別記第8号様式)にその事実を証する書類を添えて病院長に提出するものとする。

5 病院長は、奨学金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を文書により前項の申請者に通知する。

(遅延利息)

第13条 返還義務者が正当な理由なく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(異動の届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、その旨を病院長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。

(3) 休学し、復学し、又は退学したとき。

(4) 停学その他の処分を受けたとき。

(5) 卒業したとき。

(6) 看護師等の免許を取得したとき。

(7) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を病院長に届け出なければならない。

(事務の所管)

第15条 奨学金に関する事務は、事務部総務課においてこれを行う。

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行し、平成27年度以降新たに奨学金の貸与を受ける者(第7条第2項により平成26年度に貸与を受ける者を含む。)から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

済生会京都府病院長 様

申請者 氏名 印
 (法定代理人 氏名 印)

奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者	ふりがな				年 月 日生(満 歳)
	氏 名				
	住 所	〒(—) 自宅 — — 携帯 — —			
在学 (入学) する 学校	名 称				
	所 在 地				
	科 名	(修学年限 年)			
	入学年月日	年 月 日	卒業見込年月日	年 月 日	
申請者の学歴・職歴 (高等学校卒業から)	年 月～ 年 月				
	年 月～ 年 月				
	年 月～ 年 月				
貸与希望金額	総額	万円	(入学前 万円)		
	年度	万円			
	年度	万円			
	年度	万円			
連 帯 保 証 人	氏 名	印	申請者との続柄		
	住 所	電話 — —			
	勤務先	電話 — —			
	氏 名	印	申請者との続柄		
	住 所	電話 — —			
	勤務先	電話 — —			

(注) 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

年 月 日

済生会京都府病院長 様

誓 約 書

奨学金の貸与を受けることとなったときは、済生会京都府病院看護師等奨学金貸与規程を遵守し、届出その他の義務についても誠実にこれを履行するとともに、卒業後は直ちに済生会京都府病院において看護師等の業務に従事することを誓約します。

申請者
住所
氏名 印

法定代理人
住所
氏名 印

上記の者が奨学金の貸与を受けた際は、本人と連帯して奨学金返還の責を負い、かつ、済生会京都府病院看護師等奨学金貸与規程を遵守するとともに、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

(注1) 申請者が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印してください。

(注2) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

第2-2号様式 (第5条関係)

年 月 日

済生会京都府病院長 様

誓 約 書

下記の学校に入学することを誓約します。

申請者
住所
氏名 印

法定代理人
住所
氏名 印

記

学校名	
所在地	
科名	(修学年限 年)
入学年月日	年 月 日

(注) 申請者が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印してください。

第 号
年 月 日

様

済生会京都府病院長



奨学金貸与決定通知書

あなたから申請のあった奨学金については、下記のとおり貸与することに決定したので、通知します。

決定番号	第 号
貸与金額	総額 万円 年度 万円（入学前 万円） 年度 万円 年度 万円 年度 万円
貸与方法	各年度の貸与額を4期（6月、9月、12月、3月）に分割して、各月末までに、あなたの指定する金融機関の口座に振り込みます。 入学前に貸与する場合は、手続きが完了し、次第、速やかに振り込みます。
条 件	(1) 済生会京都府病院看護師等奨学金貸与規程の各条項を誠実に遵守してください。 (2) 卒業後は、直ちに済生会京都府病院の看護師等として勤務してください。

(注) 別添の奨学金口座振替依頼書を済生会京都府病院事務部総務課あて返送してください。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

済生会京都府病院長 様

奨学生
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

奨学金貸与辞退届

次のとおり奨学金の貸与を辞退します。

決定番号	第 号
学校名・学年	
受領奨学金	万円
辞退期日	年 月 日
辞退の理由	

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

済生会京都府病院長 様

奨学生
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

奨 学 金 借 用 証 書

奨学金として、下記のとおり借用しました。

決定番号	第 号
借用金額	万円
借用期間	年 月から 年 月まで

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

年 月 日

済生会京都府病院長 様

奨学生
住所
氏名

印

奨学金返還猶予申請書

奨学金の返還の猶予を下記のとおり申請します。

決定番号	第 号
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予の申請理由	1 済生会京都府病院で勤務するため 2 助産師又は保健師の養成学校において修学することとなったため 学校名 () 3 その他（具体的に記載してください。）

(注) 申請理由を証明する書類等を添付してください。

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

済生会京都府病院長 様

奨学生
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

連帯保証人
住所
氏名 印

奨学金返還免除申請書

奨学金の返還の免除を下記のとおり申請します。

決定番号	第 号
免除を受けようとする額 (貸与金額)	万円
免除の申請理由	

(注) 申請理由を証明する書類を添付してください。